

# ① マネロン等対策の振り返りと今後の課題

マネロン等対策は二〇二四年三月をもって態勢整備の完了期限を迎えるが、今後も不断の取組みが求められている。ここで一旦、これまでの対策の振り返りと現状整理をしたうえで、今後行うべきマネロン対策を考える。



弁護士法人中央総合法律事務所  
パートナー弁護士 **金澤 浩志**



2004年弁護士登録。2013年ニューヨーク州弁護士登録。米国およびシンガポールの法律事務所や金融庁監督局総務課での勤務を経て、金融機関のガバナンスや、AML/CFT、個人情報保護等のリスクマネジメント、コンプライアンスに関するアドバイス業務に従事。

## 1 これまでのマネロン等対策への取組み

### (1) フォローアップ審査への対応と枠組みの整備

日本における「マネー・ロンドンリング及びテロ資金供与対策」(以下、「マネロン等対策」という)については、まず大きな枠組みとして、FATF第4次対日相互審査の

結果、重点フォローアップの対象として指定されて以降、様々な点で進展がみられるといえます。

すなわち、日本はフォローアップ審査までの期間中に、FATFによる審査で指摘された不備事項について改善が求められるところ、審査結果の公表に合わせて発表された、関係省庁申合せによる「マネロン・テロ資金供与・

拡散金融対策政策会議」の設置および「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」に従って、順次対応が進められています。

### ① 改正資金決済法等の成立

例えば、二〇二二年六月には、取引モニタリングの共同システムの実用化に関する行動計画に対応するかたちで、為替取引分析業の創設等を内容とする改正資金決済法等が

成立しました。

### ② FATF勧告対応法の成立

そして、二〇二二年一月には、いわゆるFATF勧告には、いわゆるFATF勧告対応法(国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律)が成立し、資産凍結措

置の強化、マネロン等対策の強化、暗号資産等への対応の強化といった対策に関する法令改正等が行われ、複数の不備事項に対する対応が行われています。

また、金融庁は、二〇二一年三月に公表した、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(以下、「マネロンガイドライン」という)の「対応が求められる事項」の内容の明確化を図ることを目的とする「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に関するよくあるご質問(FAQ)」について、二〇二二年三月と八月に改訂を実施しています。

## (2) 金融機関における取組状況

前述のとおり、枠組みについての整備は粛々と進められているところ、金融機関における実際のマネロン等対策に

係る取組みについても一定の進展がみられます。

金融庁は、各金融機関に対して、マネロンガイドラインの「対応が求められる事項」への対応を二〇二四年三月末までに完了するよう要請し、

問題が認められる場合には、法令に基づく行政対応を含む対応を行う場合があるとしてあります。そのうえで、当該期限までに適切な態勢整備が行われるよう、預金取扱金融機関をはじめとしたマネロン等リスクが相対的に高いと判断される業態について、マネロン等対策に係る取組状況を検証するためのターゲット検査が実施されており、当局による態勢整備状況のモニタリングが行われています。

こうした活動から収集された情報を踏まえて、金融庁が二〇二三年六月に公表した「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

の現状と課題(二〇二三年六月)」(以下、「現状と課題」という)では、金融機関におけるマネロン等対策の取組みに対する評価がなされています。

この点、次のように、金融業態全般に関する評価がされています。

「全体的な態勢の水準は高度化していると認められるものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた行動計画の検討に時間を要し、実際の取組みに遅れが認められる金融機関も存在している」

「一定程度のリスクの特定・評価が行われていることも認められ、業態や規模にかかわらず、金融業界全体として、リスク理解をはじめとする態勢整備の底上げが進んでいることを示している。他方、リスク評価書、顧客受入方針といった規程類の作成、顧客の

リスク評価の実施、取引モニタリング・フィルタリングシステムの導入といった基本的な事項について整備を行っている金融機関においても、実際に検査やヒアリング等を通じて実態を確認すると、リスクの特定・評価に関する手順が文書化されておらず、組織内の承認を経て規程化されていない等、態勢整備が十分でない事例が認められるなど、今一段の対応が求められる」

## 2 わが国の金融機関を取り巻くリスクの状況

足許では、金融機関によるマネロン等対策によって対処すべき金融犯罪が増加している状況にあります。

二〇二三年一二月に公表された国家公安委員会の「犯罪収益移転危険度調査書」によれば、「令和四年中の特殊詐欺の認知件数は一万七五七〇

## ②さらなる態勢整備のための 第二線・第三線の取組み

引き続き対応が求められるマネロン等対策において、さらなる態勢整備のために第二線・第三線ではどのような取組みをしていくべきか。それぞれの役割を改めて理解し、これを果たすために、現状の実務や観点をアップデートしておきたい。



KPMGジャパン/有限責任 あずさ監査法人  
マネージング・ディレクター 山崎 千春



大手邦銀等に勤務後、2006年にあずさ監査法人に入所。金融機関向けレギュラトリー・コンプライアンス全般についてのアドバイザーを専門とする。特にRegTech、AML/CFT、コンダクト・リスクに対する管理態勢構築支援等の経験豊富。セミナー講演、著書多数。ACAMS認定アンチ・マネー・ローンダリング・スペシャリスト。

本稿では、待ったなしのマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下、「マネロン等対策」という）において、特に第二線、第三線が取り組むべきことについて考察します。

なお、記載内容は筆者個人の責任に属し、所属する組織の見解を代表するものではありません。

### 1 なぜマネロン等対策なのか

#### (1) FATFによる対日相互審査

手始めに、なぜ、マネロン等対策にこれほど関心が集まっているかを概観します。

何より、FATF第4次対日相互審査結果です。同報告書では、「大規模銀行等を除

いて）その他の金融機関においては、自らのマネロン・テロ資金供与リスクの理解が限定的である。金融機関がマネロン・テロ資金供与リスクについて限定的な理解しか有していない場合、金融機関のリスクベース・アプローチ（以下、RBA）の適用に直接的な影響を及ぼす」「これらの金融機関が金融庁AML/CFTガイドラインが明記する

RBAの基本をどの程度理解し、リスクに応じた低減措置を実施しているかについては懸念がある」と厳しい指摘がなされています（注1）。

一国の金融システムで、地域経済に密着した重要な担い手である中小地域金融機関のマネロン等対策に対して、前記のFATF対日相互審査報告書は、厳しい注文を付けたものと捉えられます。さら

に、F A T F第5次対日相互審査は、規定が整備できているといった形式的なコンプライアンスだけでなく、真に結果を出しているか、すなわちマネロン等を適切に排除しているかの実効性をより厳格に審査することが想定されており、現状の中小地域金融機関のマネロン等対策は、相当の底上げが求められる深刻な状況にあるという危機意識をもつ必要があります。

## (2) 特殊詐欺被害の増加

このような「F A T F黒船」議論だけでは見逃しがちな、より重要なポイントとして、わが国の金融機関がいかに金融犯罪に脆弱であり、闇の勢力に悪用されているか、あるいはその事実認識について国民、金融機関ともにいかに不十分かという事実を無視することはできません。

例えば、二〇二二年の特殊

詐欺の認知件数は一万七五七〇件（前年比十二・二％）、被害額は三七〇・八億円（同十三・五％）と、被害額は八年ぶりに増加に転じています（注2）。二〇二三年においても一二月末までの速報値で、すでに認知件数一万七二五四件（前年同期比十一・〇・三％）、被害額は三八二・四億円（同十一・七・八％）と、増勢はとどまるところを知らない状況です（注3）。

特殊詐欺に悪用される預貯金口座は、例えば、S N Sの投稿を通じて不正に譲渡される実態があります。買主側は「#口座買取」「#副業」などといったハッシュタグを付してS N Sに投稿しており、生活困窮者等を主なターゲットとして誘い込み、売主は罪の認識がないままに安易に譲渡に応じています。買取希望対象は、大手行、ネット銀行に限らず、全国津々浦々の中小

地域金融機関も含め、日々二〇〇近い金融機関が「指名」され、金融機関ごと買取相場も形成されています（注4）。

この事実を知らないまま悪用されている金融機関こそ、犯罪者にとつては格好の餌食であり、F A T Fにとつては「リスクを限定的にしか理解して」おらず、「リスクに応じた低減措置を実施しているかについては懸念がある」金融機関と指摘されてしまうこととなります。

## (3) 役員も含めた意識改革・経営改革が必須

金融機関のマネロン等対策は、このようにF A T F対応でもなく、旧来型の法令遵守としてのコンプライアンスでもなく、今そこにある脅威と向き合い、闘うことが求められているという意識改革が必要であることを肝に銘じたものです。

金融庁公表の「マネー・ロンドンリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」における「マネロン・テロ資金供与対策を経営戦略等における重要な課題の一つとして位置付けること」との記載は、このような文脈において捉えるべきであり、役員らのマインドセットも含めて、旧来のコンプライアンスの有り様から決別する経営改革を求めているものといえます。

ここからは、マネロン等対策で求められる経営管理（三つの防衛線等）において、特に第二線、第三線として取り組むべき事項について考察していきます。

（注1）財務省「第四次対日相互審査報告書（仮訳）」

（注2）警察庁「令和四年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」

（注3）警察庁「令和五年一月末における特殊詐欺認知・検挙状況等について」

（注4）K P M G R e g T e c h



### ③ 他業態から学ぶ

## マネロン等対策の現場（広島銀行）

マネロン等対策は金融業界全体で取り組んでいくことが必須となる。本稿では、広島銀行におけるこれまでの具体的な取組みや教育、現在注力していること等を紹介する。



広島銀行  
リスク統括部マネロン等金融犯罪対策統括室 守本 聡



2003年神戸大学経済学部卒、広島銀行入行。営業店勤務を経て、総合企画部、事務統括部を担当後、2018年10月に第2線部署であるリスク統括部マネロン等金融犯罪対策統括室立ち上げに携わる。2021年10月より現職。公認AMLスペシャリスト認定資格（CAMS）保有。

広島銀行では、二〇一八年二月の金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「マネロンガイドライン」という）公表以降、全行を挙げてマネロン等対策の強化に注力してきました。まだまだ道半ばではありますが、広島銀行におけるこれまでの取組み等について紹介します。

#### 1 これまでの主な取組み

広島銀行では、マネロン等対策の強化にあたり「自行の口座を詐欺等に不正利用させないこと」「お客様のご預金をお守りすること」を軸に態勢を強化してきました。そのなかでの主な対応について解説します。

#### (1) 来日外国人対応

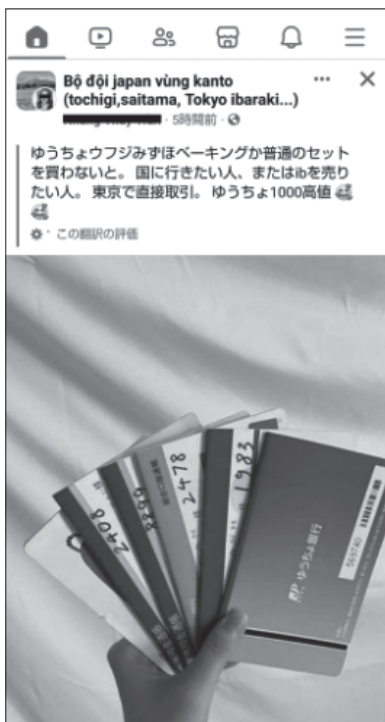
##### ① 来日外国人による犯罪

二〇二三年一二月に国家公安委員会から公表された「犯罪収益移転危険度調査書」において、マネー・ローンダリングを行う主な主体の一つとして「来日外国人犯罪グループ」が記載され、また、外国語で口座売買を勧誘する内容のSNS（図表1）も散見さ

れるなど、預貯金口座を悪用して詐欺や窃盗により得た資金をローンダリングしている実態が明らかになっています。

広島銀行でも、二〇一七年度には来日ベトナム人の口座を中心に、帰国時に譲渡・売買された来日外国人の口座が詐欺の受取口座となるケースが多発していたことから、不正利用対策が急務でした。

【図表1】口座売買のSNS



「在留期限までの残りの期間が極端に短くないこと」「在留資格や在留期限と比べて取引目的が不自然ではないこと」等、不審な点がないか厳格に確認し、口座売却前提の口座開設を排除するようにした。

② 来日外国人口座の不正利用対策

そこで、来日外国人口座を不正利用させないために、次の対応を進めてきました。

〈口座開設時の確認強化〉

来日外国人の口座開設時に、取引時確認が必要な項目の確認を行うことに加えて

「在留期限までの残りの期間が極端に短くないこと」「在留資格や在留期限と比べて取引目的が不自然ではないこと」

等、不審な点がないか厳格に確認し、口座売却前提の口座開設を排除するようにした。

「既存来日外国人顧客の在留資格・在留期限の登録」 広島銀行では、従来から口座開設の際に提示される本人確認書類の写しをイメージ保管していた。そこで、オンライン情報にアルファベット名

また、営業店窓口従事者の知識にかかわらず厳格な確認ができるように、確認項目をチェックシート形式にした。あわせて、銀行のシステムに登録すべき項目に「在留資格」「在留期限」を追加し、システムによる来日外国人の在留期限管理を可能にした。

【図表2】来日外国人宛DM

9999年99月吉日		広島銀行	
<p><b>再送</b> 先般、お送りしましたハガキの「在留期限確認期日」が相違しておりましたので、正当分として再送いたします。ご迷惑をおかけし、申し訳ありません。</p> <p>おさま各位</p> <p style="text-align: right;">株式会社広島銀行</p> <p style="text-align: center;"><b>在留カードご提示のお願い</b></p> <p>拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。</p> <p>平素は、私ども広島銀行をお引き立ていただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、弊行では、日本に居住する外国人のお客さまが口座を開設する際には「在留カード」をご提示いただいております。今般、お客さまとの円滑なお取引を継続するため、当初確認させていただいた在留期限が経過しているお客さま、又は間もなく経過するお客さまを対象に、あらためて在留カードをご提示いただきき確認させていただきます。</p> <p>つきましては、大変お手数ではございますが、本ハガキの右上に記載の期日までに、お近くの広島銀行各支店窓口まで、本ハガキと在留カード(原本)、キャッシュカードまたは通帳をご持参いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>期日までに確認させていただけない場合には、口座のご利用が出来なくなることもございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>なお、本件に関するご質問、お問い合わせは、お取引店までお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">敬具</p>	<p style="text-align: center;">!</p> <p style="text-align: center;">在留期限確認のため、広島銀行各支店窓口へ在留カードをお持ちください。</p> <p style="text-align: center;">在留期限確認期日 9999年99月99日</p> <p>When opening an account at The Hiroshima Bank, foreign residents must present their "Residence Card". To ensure the smooth continuation of transactions, The Hiroshima Bank will be checking the period of residence initially verified by the Bank.</p> <p>Thus, please bring (i) this postal card, (ii) your Residence Card (original) and (iii) your ATM card or your passbook to your nearest Hiroshima Bank branch by the deadline stated above.</p> <p>Please note that you may be unable to continue using your account if you fail to carry out the above by the stated deadline. Thank you for your understanding.</p> <p>原住在日本の外幣預金口座開設時、銀行会要求客户出示“在留卡”。此次，为了确保正常享受银行业务，对已超出当初确认过留期限的客户，以及留期限即将到期的客户，我行将要求再次确认各位的日本留期限。</p> <p>敬啟者，為了確保與各位的圓滑交易，本行將要求各位出示在留卡及在留期限即將到期的客戶，現金卡或存摺。若未能在確認期限之前進行出示，屆時您將無法繼續使用您的帳戶。</p> <p style="text-align: center;">特此知照，敬望配合。</p> <p>Đối với quý khách có quốc tịch nước ngoài đang sinh sống tại Nhật Bản đến mở tài khoản tại ngân hàng HIRO. Quý khách vui lòng xuất trình "thẻ lưu trú". Để đảm bảo giao dịch của quý khách, chúng tôi quyết định xác nhận lại một lần nữa thời hạn lưu trú đối với đối tượng khách hàng đang trong thời gian lưu trú đã được xác nhận lúc đầu hoặc khách hàng sắp được thông qua xác nhận thời hạn lưu trú.</p> <p>Tiếp theo, chúng tôi rất tiếc vì làm phiền quý khách, quý khách vui lòng mang theo thẻ này và thẻ lưu trú ( bản gốc ), thẻ tạm trú hoặc sổ tiết kiệm đến quầy tài vụ tại chi nhánh ngân hàng HIRO gần nhất, đến trước ngày ghi ở phía trên bên phải của bưu thiếp này.</p> <p>Ngài ra, vui lòng lưu ý rằng nếu quý khách không xác nhận trước thời gian đó, quý khách có thể sẽ không thể sử dụng tài khoản.</p> <p style="text-align: right;">この用紙には変更止め加工をしています。</p>		
<p><b>お問い合わせ先</b> Only in Japanese 仅用日语 Chín tiếng Việt</p> <p>株式会社広島銀行 NNNNNNNNNNNNNNNNN</p> <p>TEL XXXXXXXXXX (通話料はお客様負担となります)</p> <p>【受付時間】9:00～17:00(月～金曜) ただし銀行の休業日を除きます</p> <p>●本行と取引できないで困りたいたい場合は、失礼のほどお詫言させていただきます。</p>			

がある等、外国人と思われる既存顧客の本人確認書類写しを手作業で確認し、「在留資格」「在留期限」をオンライン登録した。

〈在留期限到来時の管理強化〉

システムによる管理のなか、在留期限が到来したタイ

ミングで、該当する顧客の登録住所に四カ国語表記(日本語・英語・中国語・ベトナム語)のDM(図表2)を発送し、更新後の在留カードを持って来店を促したうえで、来店時には取引時確認を再度行い、新たな在留期限等の顧客情報を更新する取組みを開始した。

DMが不着となったり来店がない場合は、給与・公金振込以外は手作業での確認後に入金するといった取引制限を行い、帰国時に不要となった口座が売却されても詐欺の受取口座に悪用されないよ

## 解説

# 令和6年度 税制改正大綱の ポイント



税理士 1級FP技能士 河野 利明  
1959年愛媛県八幡浜市出身。1982年  
京都大学法学部卒業、日本鋼業株式  
会社入社。特殊鋼営業部で対中国貿易  
などを担当。1988年税理士登録(東京  
税理士会) 河野利明税理士事務所  
開設。農林中金アカデミー研修講師。

## I 定額減税の実施 (所得税・個人住民 税)

### 改正のポイント

#### (1) 誰が控除できる？

すべての居住者(国内に住  
所を有し、または、現在まで  
引き続いて一年以上居所を有  
する個人)が対象となります  
が、いわゆる「所得制限」が  
あります(図表1)。

令和六年分の合計所得金額  
が確定するのは年末になりま  
すが、六月以降、月々の源泉  
徴収や予定納税から控除が行  
われ、最終的には年末調整や  
確定申告で控除の過不足が精  
算されることとなります。

#### (2) いくら控除できる？

① 所得税控除  
所得税の控除の場合は、  
「納税者本人分三万円+(三  
万円×同一生計配偶者および  
扶養親族の数)」の額です。

同一生計配偶者、扶養親族  
に該当するかどうかは、最終的  
には令和六年一月三十一日時  
点の現況によりますが、先行  
して六月以降控除を行ったう  
えで、年末調整や確定申告等  
で精算することになると考え  
られます。

#### ② 住民税控除

住民税の控除の場合は、  
「納税者本人分一万円+(一  
万円×控除対象配偶者および  
扶養親族の数)」の額です。

図表1

の所得制  
限に、令  
和五年分  
の「合計  
所得金  
額」が用  
いられる  
ことが大  
綱に明記  
されてい  
ます。

【図表1】 定額減税適用における所得制限

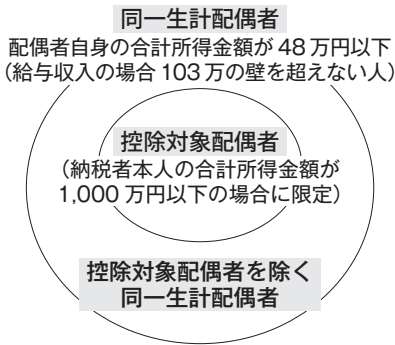
所得税の 所得制限	令和6年分の「合計所得金額」が 1,805万円以下(給与収入に換算す ると2,000万円以下)であること
個人住民 税の所得 制限	令和5年分の「合計所得金額」が 1,805万円以下(給与収入に換算す ると2,000万円以下)であること

控除対象配偶者や扶養親族  
に該当するかどうかの判定をど  
の年で判断するかは、大綱に  
明記されていません。

ただ、令和五年分の所得に  
対する住民税を翌年の令和六  
年度で賦課徴収するという住  
民税の仕組みからいって、所  
得制限と同様に、令和五年に  
おける控除対象配偶者、扶養  
親族を計算に用いるものと考え  
られます。ここは、法令の  
公表を待ちたいと思います。  
また、控除対象配偶者分に

令和六年度税制改正大綱  
が、令和五年十二月一四日に  
与党(自民党、公明党)から  
公表され、その後十二月二二  
日に閣議決定されました(以  
下、「大綱」という)。閣議決  
定に基づく法律案が通常国会  
で審議された後、令和六年三  
月末に可決成立、四月一日に  
法律施行の運びとなります。  
本稿では、実務的に重要度  
の高い改正の内容について取  
り上げて解説します。

【図表2】控除対象配偶者と同一生計配偶者の関係



【図表3】所得税の定額減税手続

令和6年	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	控除	控除	控除 源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額

※6月に控除しきれなかった額は、7月以降順次控除される。  
 ※令和6年分の年末調整の際に年税額から特別控除の額を控除する。  
 ※同一生計配偶者等の変動により控除額が変わる場合は、年末調整により精算される。

【図表4】住民税の定額減税手続

令和6年	6月	7月	8月	9月	令和7年	4月	5月
	6月分は特別徴収なし	控除 特別徴収税額	控除 特別徴収税額	控除 特別徴収税額	控除 特別徴収税額	控除 特別徴収税額	控除 特別徴収税額

※定額減税額控除後の特別徴収税額を、令和6年7月分～令和7年5月分の11ヵ月で均等に徴収する。

については、令和6年度分の住民税から控除し、控除対象配偶者を除く同一生計配偶者分については、令和7年度分の所得割の額から一万円が控除されます。

配偶者自身の合計所得金額が四八万円以下であることを前提条件として、納税者本人（その配偶者を扶養している者）の合計所得金額が一〇〇万円以下であれば、「控除対象配偶者」に該当するの

で、令和6年度（令和6年7月以降）で控除されますが、

納税者本人の合計所得が一〇〇万円超の場合は「控除対象配偶者を除く同一生計配偶者」に該当するため、令和7年度分から控除される、と整理するとわかりやすいでしょう（図表2）。

実施時期

① 所得税控除

▼給与所得者に係る定額減税（控除）

令和六年六月一日以後最初に受ける給与や賞与の支払いに係る源泉徴収税額から実施され、控除不足額が生じた場合は、次月以降の源泉徴収税額から順次控除されます（図表3）。

▼年金所得者に係る特別控除

令和六年六月一日以後最初に受ける年金等に係る源泉徴収税額から実施され、控除不足額が生じた場合は、令和六年

年八月以降の年金等に係る源泉徴収税額から順次控除されます。

▼事業所得者や不動産所得者に係る特別控除

原則的には、確定申告で行いますが、予定納税の対象者は、第一回目の予定納税額の通知（六月）の際に本人分の特別控除額を控除した額が通知されます。

納税者の簡易な減額申請により、扶養親族分の特別控除額も第一回目の通知税額から控除ができます。

この制度のスムーズな運営に資するため、減額申請期限は令和六年七月三十一日（現行・同月一五日）に、第一期の予定納税の納期限は同年九月三〇日（現行・同年七月三十一日）に延長されます。

実務感覚から言えば、六月だけで三万円の控除が引きかれる人は稀であると考えられます。